

法然教學における戒の問題

坪井俊映

一、問題点

法然上人は選擇集において往生淨土の行業として五種正行を説き、これに齟對して五種雜行をあかし、ついで「此外亦有_レ布施持戒等無量之行_一皆可攝_レ雜行之言_一」といつて、五種正行以外の當時の聖道佛教諸家の重視する布施持戒菩提心等の一切の行を雜行と名づけて、これを淨土往生のためには「千中無_レ一雜修雜行」として廢捨し、「百即百生」の專修念佛を選擇すべきことをあかしている。そして、稱名念佛を選擇する理由として、難易勝劣の二義を説き、「然則彌陀如來法藏比丘之昔、被_レ催_三平等慈悲_二爲_三普攝_一一切_二不_レ下_一以_三造像起塔等諸行_二爲_中往生本願_一唯以_三稱名念佛一行_二爲_三其本願_一」といつて、往生淨土の行として稱名念佛は阿彌陀佛が本願に於て誓われた行であり諸行は非本願の行であるから選擇するといふ。即ち、法然上人に従うならば、稱名念佛以外の一切の行は非本願の行であり、難行劣行であるばかりでなく疎雜の行であつて、當時の佛教者の重視する菩提心、持戒等も淨土往生の行としては難行劣行非本願の行である。従つてこれらをすべて廢捨するといふのである。

かくの如く、法然上人は稱名念佛以外の一切の行を廢捨されたが、諸傳記を見ると上人は道心深き聖者であつて

皇室貴族より深い歸依を受けられ、當時の天台眞言の僧侶達の行つていた種々の行法行事に類することを行つていられる。即ち玉葉によると文治五年（一一八九）より建久九年（一一九七）まで、しばしば九條殿へ行つて、兼實並にその女房に授戒を行つていられる。ことに正治二年九月卅日兼實の女房、北の政所の病氣にあたつては連日授戒をされたのである。即ち^①

正治二年九月廿七日の條に「庚辰、自^レ夜半^ニ女房病惱及^ニ危急^ニ云云仍修^ニ諷誦^一」

同九月卅日の條に「癸未、女房今日殊大事發仍請^ニ法然房^一令^ニ授戒^一有^ニ其驗^一尤可貴々々又渡邪氣之後聊落居成圓祈^レ之

同十月一日の條には「甲申、及^レ晚女房溫氣散畢爲^レ悅今日猶受戒、

同十月二日の條に「乙酉、今日又更發太以重惱今日猶受戒

この記事の中、法然上人の名の見えるのは九月卅日の條のみであるが、十月一日二日の受戒も法然上人より受けられたものと考えられる。

また、授戒を受けた女房北の政所は翌建仁元年（一一二〇一）に薨じているが、なにの目的で病床の北の政所に授戒をされたか、臨終の善知識としてか、病魔退散のためか、玉葉のこの記事のみでは充分に理解することは出来ないが、しかし「有^ニ其驗^一尤可貴々々」と記されてある所より見ると兼實は法然上人の授戒によつて、病氣平癒の希望を懐かすような現実的な利益のあつたことを認めているようである。この外に三長記、明月記等にも上人の授戒の記事が見えるばかりでなく、四十八卷傳によると高倉、後白河、後鳥羽の三帝並に上西門院、修明門院等も上人について授戒されたことを傳えている。この授戒は選擇集において雜行として廢捨されたものである。さらに四十

八卷傳には授戒の他に、文治四年八月（法然五十六才）宮中にて山門の良宴法印、寺門の道顯僧都等多くの人々と共に如法經を修行され、また後白河法皇追福のために六時禮讚念佛をいとなまれた。そのほか法皇の十三回忌にあつては「法華の如法經」になぞらえて、「淨土三部經如法經次第」なる法則を定めていられる。また醍醐本法然上人傳によると「正治二年二月之比、地想等五觀行住坐臥隨_レ任意_レ運現_レ之」とあつて、觀念念佛、觀想念佛を行われたような記事を録しているばかりでなく、勝尾寺在任の時には一切經開題供養を行われたことを傳えている^③。これらの行業はすべて選擇集において雜行雜修といわれるものである。しかし、これらの儀式修行のすべてが法然上人の行狀の事實を傳えたものということは出来ないが、これらは當時の聖道門佛教家がよく行つていた儀式行法であつて、法然上人も亦、元天台僧であつたからして、かゝる儀式行法に何等かの關係をもつていられたであらうことは想像するに難くない。まして、藤原兼實に對する授戒は事實であらうし、そのみでなく、高雄高山寺所藏の法蓮房信空所傳圓頓戒血脈譜（法然滅後十二年）、青蓮院所藏の天台圓教菩薩戒相承血脈譜（滅後六十七年）、その他鎌倉金剛寶戒寺藏の法勝寺流圓戒相承血脈譜、清淨華院藏の了慧の圓戒譜等^④いづれの血脈譜を見ても、法然上人は傳教大師以來第十代の嫡傳相承者とされていて、所傳の圓頓戒を弟子法蓮房信空に相傳されたことになつてゐる。これらの諸傳歴に現われる行實は、當時の聖道諸宗の僧侶の行つていた行法に類するものであつて、一見して選擇集において主張される一向專修の理念と、これらの行狀との間に矛盾した如き、または理解し難いものが見られて、諸種の學者によりこの點について種々の批判がなされている。

その最初と見らるべきものは田村円澄氏の「法然上人傳の研究」であつて、田村氏は「玉葉に見える授戒を拒まざる法然上人と選擇集に現われたる法然の本心とは別人のようであつて、玉葉に現われる法然上人には當時の社會

に生活している客観的な法然の姿が見られるのであるが、しかし、その法然も法然自身からすれば偽れる装いをもつていたであろう^⑤といつて、選擇集において雜行雜修として捨てた授戒を兼實に請わるるまゝに授けた事實について、法然に二重人格的なものがあることを指摘して、當時の社會に生活するための偽装であろうと批判している。また福井康順博士は「法然上人には一見解し難い行狀が傳記の中にいくつか見出される。例せば專修念佛の彼と顯密雜行の九條兼實との深い交渉などはその一であろう……法然の行狀には、元來、いわば『内專修外天台』とも稱すべき二重の面があつたので無かろうか」といい、送山門起請文、七ヶ條制誡、並に法然の臨終における言動及び九條兼實に對する祈禱的授戒を行つた法然をもつて、當時の天台僧が行つていたことと同類であつて、承安五年四十三歳にて立教開宗して專修一行に歸した法然の「純一性を強く疑わしめる」といい、さらに「法然上人のこの行狀に對し、淨土教學がいかなる解釋を下しているかということに就て、詳かに定かには説かれていないようである」とも批評している。

かくの如く法然上人の行狀と一向專修の理念とについていろいろな批判がされているが、法然上人が兼實等に對して行われた授戒の一面のみをとりあげて見る限りにおいては、高山寺、青蓮院、金剛寶戒寺等に所藏されている圓戒相承血脈譜にある通り、天台圓戒の嫡傳相承者であり、兼實が玉葉に「而近代名僧等一切不知戒律事一禪仁忠尋等之時までは名僧等皆好授戒一自其以後都無此事一近代上人(法然)皆學此道一又有効驗一仍不顧傍難一所請用一也」とあるごとく、法然上人は兼實のみならず一般佛敎者の間において、天台宗の戒徳高い名僧とされていたのは事實であろう。その他三長記、明月記、愚管抄等の記録によると、皇室貴族並に聖道諸宗の僧侶との關係において畫かれる法然上人は淨土宗開創の法然ではなく、天台僧法然として畫かれる場合が多い。然かも天台宗にお

ける一異分子として書かれている。従つて、かゝる貴族の日記の記事のみをとりあげて、内心に専修念佛を懐いた天台僧と見る限りにおいて、「内専修外天台」ということも出来るであらう。また、藤原兼實という一貴族の書いた日記のみが客觀性のある眞實のもので、他の上人傳はすべて偉人化した法然上人であるから信憑性を疑うべきであるとして、戒淨雙修の法然を眺め、法然の廢捨した持戒布施等の雜行と一向專稱の理念とを平面的に眺めるなれば、この間に廢捨したものを實際に行つたという矛盾したものが見られ、偽裝なる言葉を使わざるを得ないであらう。法然上人は兼實が認めた如く戒徳高き名僧であるとともに、法然の法然たる所は凡夫の往生業として一切の行を選捨て、稱名念佛選取の理念を善導の觀經疏によつて組織づけたことにある。この法然淨土教の根本的立場竝に彼が選取した稱名念佛と廢捨した雜行との關係に對する理解の不充分がかゝる批判を起さしめたものと思われる。

二、雜行（戒）に對する態度

法然上人の淨土教は平安時代貴族社會において盛んに行われた雜修の淨土教、惠心、永觀、珍海等のいふ觀念稱名雙修の淨土教に對して、無觀稱名といわれている如く、觀念を劣行として稱名念佛の一行を易勝の行として選取したことにある。それは天台淨土教の中において次第に盛んとなつていつた稱名念佛思想——これは劣行として軽く取り扱われていた——を善導の觀經疏散善義の思想によつて、凡夫往生の最勝行としての地位をあたえ、この稱名念佛による凡入報土の思想を確立したことにある。従つて、凡夫の往生業としては選擇本願の念佛のみであつて他の一切の行を否定するのである。そればかりではなく、十二問答には「年來習いたる智恵は往生のためには用にもたゝず」といひ、また、「往生のためには念佛第一なり學問すべからず」とまでいつて、念佛とそれ以外の一切

の行との間に明確な一線を引いている。

而て、彼が選擇集において「千中無一」として廢捨した雜行に對していかに考えていたであろうかというに、十二問答の第三問答に

「問、餘佛佛經ニツキテ善根ヲ修セム人ニ、結緣助成シ候コトハ雜行ニテヤ候ヘキ、答 我ココロ彌陀佛ノ本願ニ乗ジ決定往生ノ信ヲトルウエニハ、他ノ善根ニ結緣シ助成セム事、マタク雜行トナルヘカラス、ワカ往生ノ助業トナルヘキ也、他ノ善根ヲ隨喜讚嘆セヨト釋シタマヘルヲモテ、ココロウヘキナリ」

といつて、念佛の信仰に入つた上で、他の善根に結緣隨喜することは雜行とならず、念佛の助業となるといい、また禪勝房傳説の詞に、

「又いはく、現世をすぐべき様は、念佛の申されん様にすぐべし。念佛のさまたげになりぬべくは、なになりともよろずをいとひすて、これをとどむべし、いはく、ひじりで申されずば、めをまうけて申すべし、妻をまうけて申されずば、ひじりにて申すべし、住所にて申されずば、流行して申すべし……衣食住の三は念佛の助業なり、これすなはち自身安穩にして念佛往生をとげんがためには、何事もみな念佛の助業也……もし念佛の助業とおもはずして身を貪求するは三惡道の業となる。極樂往生の念佛申さんがために、自身を貪求するは往生の助業となるべきなり。萬事かくのごとしと、」

といつて、念佛以外の一切の教行、行住坐臥の日常の一切行儀等はすべて念佛を申すための助業としての地位をあたえている。即ち法然上人は聖道諸宗の重んずる菩提心、持戒等と念佛との關係について特別に論述したものは見ることが出来ないが、これら聖道諸家の行ずる一切の行を念佛するための助業としている。選擇集にはこの助業に

ついで同類助業と異類助業の二種を説き、同類助業とは五正行中の前三後一の正行のことであるが、異類助業については無量壽經の三輩往生の文を釋して、

「次異類助業者先就^レ上輩^ニ而論^ニ正助^ニ者一向專念無量壽佛者是正行也亦是所助也 捨家棄欲而作沙門發菩提心等者是助行也亦是能助也 謂往生之業念佛爲^レ本故爲^ニ一向修^ニ念佛^ニ捨^レ家棄^レ欲而作^ニ沙門^ニ又發^ニ菩提心^ニ也 就中出家發心等者且指^ニ初出及以初發^ニ 念佛是長時不退之行 寧容^レ妨^ニ礙念佛^ニ也」

という。即ち五正行中の前三後一の助行が同類の助業であるに對し、この五正行以外のもの、即ち諸行、雜行といわれるものが念佛を修せんための助けとなるときには、これらすべてを念佛の助業という。即ち、ここに、法然教學において念佛と雜行との關係について二つの立場が見られる。即ち、その(一)は往生として念佛のみを選択し、他の一切の行を廢捨する立場と、(二)は廢捨した雜行を念佛を申すための助業として攝取する立場とである。これを淨土教學では廢立、助正というが、この廢捨された雜行なるものも「自身安穩にして念佛往生をとげんため」と考へて行するならば、その時は念佛の助業となるのである。しかしながら、この助業は必ずしも必要ではなく、その必要は機根によるのであつて、ことさらに念佛を申すために助業を籍る必要をみとめていない。

法然の、^⑧念佛は三心料簡の善惡機事に

「念佛申者 只生付マ、ニテ申ヘシ、善人乍^ハ善人ニ惡人乍^ハ惡人ニ本マ、ニテ申スヘシ、此入^ニ念佛^ニ之故 始持戒破戒ナニクレト云ヘカラス。只本體アリノマ、ニテ申ヘシト云云」

あるごとく、念佛を申すに、いかなる條件資格も不必要であつて、「本體アリノマ、」にて申す念佛を説くのである。従つて戒法なるものも念佛往生のための條件資格とはしていない。また無量壽經釋^⑨に

「案之設今時我等專雖_レ不_レ持_三戒行_一若_一一心念佛何_レ不_レ遂_三往生_一況今日隨_レ文持_三一戒二戒_一者哉、故知_ス別雖_レ不_レ持_三戒品_一若能念佛遂_三往生極樂_一云事_ヲ此中聽聞來集_一人々或持_三戒品_一或不_レ持_レ戒_一持戒破戒無破_一一心念佛可_レ期_三往生_一」
 とあつて、持戒は持戒ながら、破戒は破戒ながら、無戒は無戒ながら、持戒破戒無戒に執することなく、「ありのまゝ」の姿で念佛することを説くところに法然上人の念佛義がある。かくの如く持戒破戒無戒にとらわれることなく、戒品の要不要をその機根にまかせた自由な態度は、他の雜行についても同様であつて、當時貴族社會において行われた堂塔の修理供養について、百四十五箇條問答に

「一ふるき堂塔を修理して候はんをば、供養し候へきか、

答かならず供養すへしという事も候はず 又供養して候はんもあしき事にも候はず 功德にて候へば 又供養せねはとてつみを得、あしき事にて候はず」

といつて、堂塔の修理供養は功德のあることであるが、これはしても良し、しなくても良いという態度を持しており、また臨終の糸引來迎についても、同問答に

「一かならずほとけを見 いとをひかへ候はずとも われ申すとも 人の申さん念佛をきゝても死候はゞ淨土には往生し候へきやらん

答かならずいとをひくといふ事候はず ほとけにむかひまいらせねとも 念佛たにもすれば往生し候也 又きゝてもし候 それはよく／＼信心ふかくての事に候」

とあつて、「念佛だに申せば往生」を遂げることが出来るのであつて、糸引來迎は淨土往生の條件とはしていない。また五戒の一である飲酒についても「さけのむはつみにて候か、答ま事にはのむへくもなければとも、この世の

ならい」といつて、飲酒は五戒にそむくものであるが、しかし世の習いであるから止むを得ぬという態度である。かくの如く法然上人は雜行に對しては極めて自由な態度を持していたのであつて、往生業としての念佛を行ずるについて、三心四修等の用心を説いているが、廢捨した雜行についてはあまり説いていない。しかし、雜行として捨てたものも、「念佛を申されん様」なるものは雜行ではあるが、この場合には異類助業としてとりあげるのである。従つて、不往生業とされる雜行の中に念佛の助業となる場合とならない場合とがある。助業となる場合は「我コニコ彌陀佛ノ本願ニ乗ジ、決定往生ノ信ヲトルウエ」で行う所の一切の行であり、助業とならない場合は「念佛のさまたけに」なる一切の行である。しかし、助業となる場合でも、必ずしも助業を用いる必要はなく、その要不要は機の考えによるとする。

しかし、ここで注意すべきことは、念佛の助業とは念佛を信じた上での助業であつて、念佛の信仰に疎いものに對しては助業とはならないことである。これを時間的に考へて念佛入信が先であつて、助業はその後に行われるものである。助行を先きにするめ、然る後に念佛を説くのではないことである。それで法然上人に歸依し、たび／＼授戒を受けた藤原兼實等を端的に専修念佛の行者と考へ、念佛の助業として授戒を受けたと考へるには少し無理なようである。藤原兼實を初め當時の貴族はほとんど雜修雜行の人であつて、雜修の一として念佛の法を聞き授戒をも受けている。従つて法然上人が兼實等に念佛の助業として授戒をされたと端的に見ることはできない。

法然上人は自行の上において圓頓戒を念佛の助業として重んぜられ、弟子信空にこれを相傳されたことは理解出来るが、兼實等の雜修の人に對しては端的に助業として授戒されたと見ることは出來ず、これは念佛の方便、結縁のために行われたと見た方が穩當のようである。一期物語に「然依淨土宗意者一切教行悉成念佛方便」とある。

これは天台の本迹二門の考えによつて觀無量壽經の價値を論ぜられる文の一節であるが、この考えによるならば、念佛以外の一切の教行はすべて念佛に導くための方便と解せられる。従つて、こゝに念佛の方便となる雜行と助業となる雜行とが考えられる。方便となる雜行とは念佛の教に導くための前段階としての雜行である。助業となる雜行は念佛の信仰に入つた後に行う身心策勵のための行である。方便は他の人を導くため、未信のもののためであつて、助業は自己の身心策勵のため、既信のもののためである。

法然上人は選擇集において諸行と念佛との關係について廢立、助正、傍正の三つの立場を説かれている。そのうち廢立と助正は上記の如くであるが、傍正とは諸行をもつて念佛の方便とする義と解せられる。選擇集に傍正の義を釋して「三約念佛諸行二門各爲立三品（三輩の意）而說諸行一也」とある文を、良忠の決疑鈔第三には釋して「三約念佛諸行等者明傍正義所化衆生性習不同執スルコトヲ法各異是故如來隨其性欲廣說諸行及以念佛ヲ其中念佛爲經正意故云一向自餘諸行非經正意是故不置一向之言」

とあり、諸行が經中に雜説されているのは衆生の「性習不同執法各異」のためであつて、布施の機、持戒の機等があるために諸行が經中に説かれているという。この文には方便、結縁なる言葉は見出せないけれども趣意より見るに性習不同の衆生に結縁のため、方便として諸行が説かれていると考えられる。

かくの如く、法然上人は雜行に對して、一は助業とし、一は方便として取扱われたようであつて、多くの圓頓戒血脈竝に玉葉にあるごとく、自行として授戒を重んぜられたことは念佛の助行として理解され、兼實等に授戒されたこと竝に上人の傳記に現られる雜行的な行實は化他のための結縁方便の行と解されるのである。法然上人よりたび／＼授戒を受けた兼實の女房北政所へ進ずる御返事には、往生要集、傳教大師の七難消滅の法の文を引いて

「オホヨソ十方ノ諸佛、三界ノ天衆、妄語シタマハヌ行ニテ候へハ 現世後世ノ御ツトメ ナニ事カコレニスキ候へキヤ イマタタ一向専修ノ但念佛者ニナラセオハシマスヘク候」

とあつて、たび／＼戒法をさづけられた北政所に専修念佛をすゝめていられるのを見ても、法然上人の本意が伺われる。

三、戒法廢捨の意義

かくの如く、法然上人は雜行をもつて、一は念佛の助業とし、一は念佛の方便とされたようであつて、戒法に對する考えも助業、方便と理解する限りにおいて、選擇集に説く一向専修の理念と史傳に現われる行狀との間に何の矛盾する所もなく、この間の關係を諒解することが出来るであらう。

元來、戒法なるものは身口意の惡を防止するもので、佛教に歸入したものは、だれでも守らなければならない規範であるが、湛然の授菩薩戒儀^④によると、

「第十一廣願者上來受戒、但是起行菩薩之儀利他爲^レ本是故更須^ニ以^レ願加^レ之師應^ニ教言^ニ弟子某用……………又以^ニ此功德^ニ願共^ニ法界諸衆生^ニ等捨^ニ此身^ニ曰^ニ生^ニ極樂界阿彌陀佛^{前^ニ聽^ニ聞^ニ正法^ニ悟^ニ無生忍……………一切佛法速得^ニ圓滿^ニとあつて、授戒を以て往生の行とするのみならず、圓密禪戒淨の五宗兼學の日本天台においても、良源はその著九品往生義において觀經の中品段を譯する文中に「戒善亦爾有^ニ暫持^ニ戒德薰^レ身佛之所^レ愛故持戒者爲^ニ淨土因^ニ」^⑤といふ。法然上人の淨土思想に大きな影響をあたえた、惠心の往生要集には處々に淨土往生の行として持戒の必要を説くのみならず、大文第九諸行往生をあかす所において、^⑥}

「第二總結諸業者、慧遠法師出淨土因要、有「四一修觀往生如三十六觀……今私云諸經行業、總而言之、不_レ出_二禪網戒品_一、別而論_レ之、不_レ出_二六度_一、細明_二其相_一、有_二其十三_一、一者財法等施、二者五戒八戒十戒等、多少戒行……」

と説いて、戒法を持つることをもつて淨土往生の重要な行としてゐる。法然上人が一期物語において、「答僧作法、在_二大小戒律_一、雖_レ然末法僧、不_レ隨_二之源空縱禁_一、之誰隨_二之只所詮念佛相續樣_一、可_二相計_一也」といい、また、十二問答に「末法ノ中ニハ持戒モナク破戒モナシ、無戒モナシ、タダ名字ノ比丘ハカリアリト傳教大師ノ末法燈明記ニカキタマエルウエハ、ナニト持戒破戒ノサタハスヘキソ、カカルヒラ凡夫ノタメニオマシタマヘル本願ナレハトテ、イソキイソキ名號ヲ稱スヘシ」といわれて、戒法を否定されたのは、かゝる持戒往生思想の否定でないかと考えられる。法然上人が雜行として廢捨された行業は當時の聖道諸家もつて、「往生業とする雜多な行」であつて、持戒もそれが往生業と考ふる限りにおいては雜行に入れられるのである。

法然上人の戒法否定の考えは持戒を以て淨土往生の業とする考えの否定であつて、佛教徒として守るべき規範としての戒法は否定されたと考ふることは出来ない。つねに仰られる御詞に「罪は十惡五逆のもの、なをむまると信じて、小罪をもをかさじと思ふべし、罪人なをむまる、いかにいはんや善人や云々」とあつて、「小罪をもをかさじと思ふべし」というのは、佛教者として守るべき規範_二戒法の順守_一を説かれたものと理解される。

さらに登山狀には

「それ十重をたもちて十念をとなへよ、四十八輕をまほりて四十八願をたのむは、心にふかくこひねかふところなり、およそいつれの行をもはらにすとも、心に戒行をたもちて浮囊をまもるかごとくにし、身の威儀に油鉢をかたふけすは、行として成就せずということなし、……しかるにわれら、あるいは四重をおかし、あるいは十

惡を行す、かれもおかし、これも行す、一人としてま事の戒行を具したる物はなし………しかれとも分にしかたひて惡業をとゞめよ云々」

とあつて、十重四十八輕戒は佛敎者として守るべきものであるが、凡夫なるが故に、これを完うすることは中々の難事であるから分に從つて守るべきであると示している。

しかるに持戒を雜行として廢捨し稱名を選取された上人の眞意を充分に理解することなく、專修念佛の一門に入つたならば戒法は不必要と考へたものがあつたらしく、慈圓の愚管抄には

「この行者に成ぬれば女犯をこのむも魚鳥を食も、阿みた佛はすこしもとがめ玉はず、一向專修にいりて念佛ばかりを信じつれば 一定最後にむかへ玉ふそと云て、京田舎さなからこのやうになりける程に」

とあつて、法然上人の念佛義と戒法との關係について、不理解のものが多數あつたようである。これ法然上人が生前滅後に亘つて、南都北嶺より斷壓を受ける一の有力な理由でもあつた。熊谷の入道へつかはす御返事に^⑤

「されば持戒の行ハ 佛の本願にあらぬ行なれハ たへたらんにしたひて たもたせたまふへく候 けうやう^{孝義}の行も佛の本願にあらず、たへんにしたかひて つとめさせおハしますへく候」

とある如く、持戒、孝養等の行は非本願の行であるから、淨土往生には雜行であるが、助業として、堪え得るに隨つてこれを持すようにすゝめていられるのを見ても、法然上人の戒に對する考え方が充分に伺われる。即ち法然上人は授菩薩戒儀や往生要集等に説く如く淨土往生の行業としての戒法は雜行として否定されたが、自己自身を規制する戒法は念佛の助業として、これを攝取していられるのである。従つて、この戒法なるものは、觀空上人より相傳された大乘圓頓戒であつて、「無戒の戒」と名づけられるような特別な戒法ではない。

かくの如く、法然上人は佛教者として在家出家を問わず戒法の守るべきことを認めていられるが淨土往生の業としては雜行として廢捨されている。しかし、念佛行者が身心を策勵するために異類の助業として、自行の上において堪えたらんに従つて具足することは認めていられるのである。そのみではなしに、兼實等の雜修の人に對しては方便、結縁として、授戒をされたと見るべきである。従つて貴族に對する授戒の問題に關する限りに於いて、方便の行と解すべきであらう。

注

- 1 玉葉
- 2 四十八卷傳第十（東方書院版五六頁）
- 3 四十八卷傳、傳法繪流通、國華本、高田本、琳阿本、古德傳等に出づ
- 4 惠谷隆戒著、圓頓戒概論附錄
- 5 田村圓澄著、法然上人傳の研究
- 6 福井康順、法然傳に關する二・三の問題（東洋思想史研究三四五頁、印度學佛教學研究一〇號）
- 7 玉葉
- 8 良忠著、觀經疏玄義分傳通記第五（淨全二六五頁）
- 9 十二問答、（法然上人全集六三九頁）
- 10 滋谷入道道遍傳説の詞（法然上人全集四六八頁）
- 11 法然上人は雜行と誦行について、十二問答に「誦行ト雜行トコトハハコトニ、ココロハオナシ」といつて同義語として用いている。
- 12 三心料簡および御法語（法然上人全集四五〇頁）
- 13 無量壽經釋（法然上人全集九三頁）
- 14 百四十五箇條問答（法然上人全集六四七頁）

- 15 一期物語（法然上人全集四四七頁）
- 16 選擇傳弘決疑鈔第三（淨全七卷二五一頁）
- 17 九條殿下の北政所へ進ずる御返事（法然上人全集五三四頁）
- 18 授菩薩戒儀（淨全十五卷八七七頁）、福田堯顛著天台宗概論（六四四頁）
- 19 良源九品往生義（淨全十五卷一四頁）
- 20 往生要集下本（淨全十五卷一三二頁）
- 21 愚管抄 井川定慶編（法然上人傳全集九七五頁）
- 22 熊谷の入道へつかはず御返事（法然上人全集五三五頁）
- 23 古田紹欽著 鎌倉佛教に於ける持律主義と反持律主義（印度學佛教學研究一二號九四頁）